

障害者控除と大人用おむつ代の医療費控除について

<障害者控除>

所得税および住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」、「認知症のある高齢者」など、一定の要件に該当する場合は障害者控除(特別障害者控除)の対象となる場合があります。

控除を受けるには、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告の際に提示していただく必要があります。

●**対象者** 市内在住の65歳以上の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

認定区分	認定要件
障がい者	①身体障がいの程度の等級表の3級～6級に準ずる障がいがあること
	②知的障がいの程度の判定基準の軽度または中度に準ずる障がいがあること
特別障がい者	③身体障がいの程度の等級表の1級または2級に準ずる障がいがあること
	④知的障がいの程度の判定基準の重度に準ずる障がいがあること
	⑤寝たきりの状態にあること

※控除対象者の認定は、介護保険の要介護認定申請時の主治医意見書、認定調査票により市が判断します。

●**申請方法** 高齢福祉課または各支所市民生活課の窓口で申請してください。審査の上、後日「障害者控除対象者認定書」を郵送で交付します。

<大人用おむつ代の医療費控除>

大人用おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、次の①②両方に該当する方は、市が交付する「おむつ使用確認書」で申告することができます。

- ①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ②介護保険の要介護認定者で、要介護認定の際の主治医意見書中に「寝たきりの状態」かつ「尿失禁(の可能性)がある」の記載が確認できる場合

※初めておむつ代の医療費控除を受けられる方は、かかりつけの医療機関にお問い合わせください。

●**申請方法** 高齢福祉課または各支所市民生活課の窓口で申請してください。審査の上、後日「おむつ使用確認書」を郵送で交付します。

☎高齢福祉課 ☎(0771) 68-0006

歩行型除雪機による事故を防ぎましょう

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

●注意点

- ①作業を行う前に必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
- ②雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部(オーガ、ブロワ)が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- ③回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- ④後進時は、転倒したり挟まれたりしないよう、足元や後方の障害物には十分注意しましょう。
- ⑤除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や車、建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の周りには絶対に人を近づけないようにしましょう。
- ⑥安全装置が正しく作動しない状態では使用しないようにしましょう。また、安全装置を意図的に解除したり、故障を放置したままで使用しないようにしましょう。

☎除雪機安全協議会

☎(03) 3433-0415